

報告第24号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和元年7月17日	80,000円	足立区綾瀬在住者	平成30年6月12日付報告第15号「専決処分した事件の報告について」により報告した損害賠償の決定額に次の額を追加した。 (追加額) 80,000円 (追加理由) 本件は特別区自治体総合賠償責任保険を適用する事件であるが、損害保険会社と交渉を継続した結果、慰謝料が追加支給されたものである。